

○沼津市公共施設マネジメント計画策定審議会条例

(設置)

第1条 本市の公共施設マネジメント計画(公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統合、廃止、長寿命化等を行うことにより、財政負担の軽減及び平準化並びに公共施設の最適な配置を実現することを推進するための計画をいう。次条において同じ。)を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、沼津市公共施設マネジメント計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共施設マネジメント計画の策定に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、財務部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。